

令和 元年 10月 31日

町民各位

蔵王町長 村上英人
(公印省略)

令和元年台風第19号の被災者に係る災害援護資金
について (ご案内)

このことについて、**住居・家財**に損害を受けた世帯においての、立て直しを支援するため、蔵王町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金の**貸付**を行います。

つきましては、**貸付**を希望される場合は、下記によりご連絡下さるようご案内申し上げます。

記

1. 対象となる世帯：令和元年10月12日現在で、蔵王町に住民登録している世帯。所得要件については、次のとおり。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上
総所得額 (町県民税に おける所得 の合計額)	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごと に30万円 を加算

※世帯の平成30年の収入に係る総所得額が表に定める額未満の場合

2. 貸付限度額：以下の損害及び程度に相当する世帯の場合

災害の程度	家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合	住居の半壊・大規模半壊の場合
世帯主に負傷がない場合	150万円	170万円 (250万円)

※世帯主が負傷した場合には、貸付限度額の基準が別になります。

※被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、()内の金額となります。

※住居については、原則として自己所有が対象となります。ただし、賃貸住宅でも、住居全体の滅失や流失や、半壊、全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

3. 貸付条件

①利率：年0%（保証人有）、年1.5%（保証人無）

※据置期間中は無利子

②据置期間：3年

③償還期間：10年（据置期間を含む）

④償還方法：年賦、半年賦、月賦から選択 元利均等償還（繰上げ償還可）

⑤保証人：1名（弁済の資力を有すること、蔵王町内に住民登録していること、借入申込人と別世帯であること、災害援護資金の借受人以外であること）

4. 申込みと提出書類

①申込人：被害を受けた世帯の世帯主

②申込期限：令和2年1月31日まで

③必要書類：借入を希望される場合は、保健福祉課までお問い合わせいただき、借入申込書等を送付します。

5. 問合せ先：蔵王町 保健福祉課 福祉係 ☎0224-33-2003（内線584）